

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

「第4期秋田市障がい福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第88条に規定される「市町村障害福祉計画」であり、国が示した基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号 最終改正平成26年厚生労働省告示第231号（以下、基本指針という。））に即して、障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業などの提供体制の確保に係る目標や必要となる見込量および見込量を確保するための方策（以下、「見込量等」という。）について定めたものであります。

本市では、障がい者支援を図るための中・長期的な基本計画として、障害者基本法に規定された「市町村障害者計画」に位置づけられる「障害者プラン」を平成10年2月に第1次、平成14年3月に第2次と順次策定し、各種施策の充実に努めてきました。

平成18年度に施行された旧障害者自立支援法において、市町村は、「障害福祉計画」を策定することが義務付けられたことから、本市では、平成19年3月に「第3次秋田市障害者プラン（平成19年度～24年度）」を策定する際に、「第1期秋田市障害福祉計画」（平成19年度～20年度）を包含し策定しました。以降、平成21年3月には、「第2期秋田市障害福祉計画」（平成21年度～23年度）、平成24年3月には、第2期計画を見直した「第3期秋田市障がい福祉計画」を策定しました。

「障害福祉計画」の計画期間については、国の基本指針により3年を1期として作成することが定められていることから、このたび、平成27年度から平成29年度までを計画期間とする「第4期秋田市障がい福祉計画」を策定したものです。

(2) 基本的理念

「第4期秋田市障がい福祉計画」は、基本指針を踏まえ、以下に記載する基本的な考え方に基づいて、見込量等を定めたものであり、「第4次秋田市障害者プラン」の基本理念である「誰もが人格と個性を尊重し相互に支え合う共生社会の実現」を目指すための施策体系となる「市民理解と権利擁護の促進」、「地域生活支援の充実」、「就労や社会参加の促進」、「サービス提供体制の整備」、「ユニバーサルデザインのまちづくりと災害対応」を目指す上での障害福祉サービスに関する実施計画として位置づけられるものです。

【秋田市障がい福祉計画における基本的な考え方】

- 1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
- 3 入所等からの地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備

本計画では、必要なサービス基盤の整備が具体的に進むように、第3期計画に掲げた基本的な考え方について継承します。

(3) 他の計画との関係

この計画は、本市の障がい福祉施策に関する基本的な計画（全体像）を示した「第4次秋田市障がい者プラン」に包含されていることから、当該計画とともに、本市の基本構想となる秋田市総合計画の基にある本市の関連計画との整合性を図ります。

また、障がい児を支援する体制の整備については、国が示した基本指針により、障害福祉計画に新たに盛り込む事項とされたことから、本市における子ども子育てに関する施策である「(仮称)秋田市子ども・子育て支援事業計画」も含めた関連計画と整合性を図っていきます。

(4) 計画期間

この計画の期間は、平成27年度から29年度の3年間です（国の基本指針による）。

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
「第3次 秋田市障害者 プラン」 (19年度～ 24年度)	「第4次秋田市障がい者プラン」 (平成25年度～平成29年度)				
第3 秋田市障害福祉計画 (平成24年度～26年度)			第4 期秋田市障がい福祉計画 (平成27年度～29年度)		

(5) 計画の達成状況の点検および評価

(P D C Aサイクルの導入による成果目標と活動指標の整理)

この計画の点検および評価については、「P D C Aサイクル」に基づいて行います。P D C Aサイクルの導入にあたり、国が示した基本指針に基づき、国全体で達成すべき数値目標を新たに「成果目標」とし、この成果目標を達成するために必要となる障がい福祉サービスなどの必要な量の見込みを「活動指標」とします。

成果目標や活動指標については、少なくとも1年に1回は、その達成状況を把握し、計画の中間評価として、秋田市社会福祉審議会障がい者専門分科会に状況の報告を行い、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直しなどの対策を講じながら計画を推進していきます。

また、計画の達成状況や中間評価の結果について、本市のホームページ等を用いて公表することとします。